

第5回政府報告書に対する国際人権（自由権）規約
委員会総括所見についての日本政府フォローアップ
・レポートについて（要望）

2009年（平成21年）10月22日
日本弁護士連合会

要望の趣旨

2008年10月30日に出された第5回政府報告書に対する国際人権（自由権）規約委員会総括所見についての日本政府フォローアップ・レポートには、次の項目について、わが国の法制度を改正する旨の方針を明らかにするよう求める。

第1 第17項のフォローアップについて

- 1 死刑判決事件について必要的上訴制度を導入する。
- 2 再審請求中や恩赦の出願中の死刑執行停止を法制度化する。
- 3 死刑確定者と再審請求を担当する弁護士との無立会面会を保障する。

第2 第18項のフォローアップについて

- 1 代用監獄制度の廃止について
 - (1) 代用監獄制度を2020年までに廃止する。
 - (2) 代用監獄が廃止されるまでの間、代用刑事施設として被勾留者を収容できる警察留置場を一定の施設に限定し、また勾留質問時に被疑事実の全部又は一部を否認し又は黙秘した者、女性、少年、法定刑に死刑若しくは無期懲役・禁錮刑を含む事件の被疑者を収容しない。
 - (3) 捜査と留置の分離を確実なものとするため、留置担当者はいかなる犯罪の捜査にも従事してはならず、また、犯罪の捜査に従事する警察官は護送業務を含む一切の留置業務に従事してはならないものとする。

- (4) 留置担当者は、第3の1に記載する基準を捜査担当者に遵守させる権限を持ち、その権限を厳正に行使する義務を負うものとする。
- 2 被疑者が取調べ過程の最中を含み弁護士と秘密に交通できる権利を確立するため、刑事訴訟法第39条第3項を削除し、検察官等による接見等の指定制度を廃止する。
- 3 任意同行・逮捕されたそのときから、かつ処分保留で釈放された後も、法定刑の多寡に関わらず、国選弁護を受ける権利を保障する。
- 4 捜査機関の所持するすべての証拠について、弁護人が開示を受ける権利を保障する。
- 5 被留置者が医師による診療を希望した場合には、すみやかに留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い、必要な医療上の措置を講ずる。
- 6 刑事訴訟法第207条第1項但し書を削除し、保釈制度を被疑者にも適用し、2009年7月16日に公表した当連合会「出頭等確保措置導入についての提言」記載の出頭等確保措置を導入する。

第3 第19項についてのフォローアップについて

1 取調べ時間の法的な規制

刑事訴訟法を改正し、1日に取調べのできる時間の上限を5時間（午前2時間、午後3時間）とする。取調べ時間を午前10時から午後5時までとする（食事時間、休憩時間をとる）。ただし、やむを得ない場合は裁判所の許可を得て、必要かつ相当な範囲で取調べができる。

逮捕又は勾留された被疑者・被告人の取調べは、食事、就寝その他、予め施設において定められた動作時限に従わなくてはならないこととし、夜間の時間帯は取調べを禁止する。

2 取調べの録画と弁護士立会い

刑事訴訟法を改正し、被疑者又は被告人の取調べにあたっては、予

め、弁護人に対して取調べに立ち会う機会を与えることとし、被疑者・被告人又は弁護人が、取調べへの立会いを求めた場合には、立会いなくして取調べを行うことはできない。

被疑者又は被告人の取調べの状況は、取調べの開始の時点から終了までのすべての過程について電子的に録画する。

3 違法な取調べによる自白の証拠排除

残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いによりなされた自白、取調べの時間制限、弁護人の立会い要求、録画義務に反して録取された自白の証拠能力は認めない。

第4 第21項についてのフォローアップについて

1 死刑確定者の単独拘禁の原則を緩和する。

2 独居拘禁の最長期間を6ヶ月に制限し、単独室拘禁が例外的な措置であることを確保する。

3 保護室の収容については、原則を48時間、更新は24時間ごととし、最長期は7日間を限度とするなどの措置を明確に規定すべきである。

医師の意見聴取の規定は、「当該受刑者を事前に診断し、その意見を聴かなければならない」と改正すべきである。

4 従来の昼夜独居と同様の処遇を、法の定めた保障の範囲外に、下位法令によって作り出している実務は、直ちに停止すべきである。このような実務的な取扱いでは、隔離収容であれば保障される一定期間ごとの医師の診察も実施されず、隔離収容規定の脱法である。

要望の理由

第1 これまでの経緯について

国際人権（自由権）規約委員会（以下「自由権規約委員会」という。）は日本政府に対する第5回政府報告書審査を2008年10月15日、16日に実施し、同30日に総括所見を公表した。

この総括所見には、総括所見の履行状況について委員会と政府間で対話を継続するフォローアップ手続が設けられている。この手続は、特に重大な人権問題を取り上げ、改革を加速するために設けられた制度である。

今回、自由権規約委員会が選んだフォローアップ条項は、パラグラフ 17（死刑制度）、18（代用監獄）、19（取調べ）及び 21（独居拘禁）であり、いずれも刑事司法、刑事拘禁に関連する問題である。そして、これらのフォローアップ事項には新政権の重要政治課題である取調べの可視化や死刑制度に関する問題が含まれている。

さきに、当連合会から外務大臣、法務大臣宛てに「第 5 回日本政府報告書を受けて、2008 年 10 月 30 日に出された国際人権（自由権）規約委員会の総括所見に対する日本政府フォローアップ・レポートは、10 月末という期限にこだわらず、新政権として責任を持って討論し、新たな提案を行うべきことを求める。」との要望を提出したところ、新政権として鋭意検討するとの前向きな御回答を得た。

そこで、当連合会は同総括所見が示される審査過程に立ち会った者として、政府として自由権規約委員会に回答すべき内容を民主党の政権マニフェストなども参考にしつつ、まとめて提案することとした。

なお、当連合会は 2007 年 5 月に公表された拷問禁止委員会の総括所見のうち、代用監獄制度と取調べに関する部分について、これを実現するため「国連拷問禁止委員会の最終見解に対応するための、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と刑事訴訟法の一部改正を求める意見書」を 2008 年 4 月に公表している。この内容も本意見のとりまとめにあたって参照した。

政府としての自由権規約委員会への回答をまとめるにあたって、要望の趣旨に記載した当連合会の意見を参照されるよう求める。

第 2 第 17 項のフォローアップについて

1 懸念事項と勧告内容

死刑制度について改善を求めた第 17 項は次のような内容である（なお、自由権規約委員会は総括所見第 16 項において、「締約国は、世論調査の結果に関わらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。」と勧告したが、この項目についてはフォローアップ対象とされていない

いので、本意見書ではこの勧告に言及しない。しかし、この条項の内容も極めて重要なものであることはいうまでもない。)。

「 17 委員会は、上訴権を行使しないまま有罪とされ死刑を科される被告人の数が増加していること、裁判所が再審開始を決定するまでは、死刑確定者と再審請求を担当する弁護士との面会に刑事施設職員が立ち会い、監視をすること、再審や恩赦の請求に死刑の執行を停止する効力がないことを、懸念を持って留意する(規約6条,14条)。

締約国は、死刑判決に対する(上訴審における)再審査を義務的とするシステムを導入し、再審請求や恩赦の出願による執行停止効を確保すべきである。執行停止の濫用を防止するため、恩赦の出願の回数には制限が設けられてもよい。締約国は、また、死刑確定者と再審に関する弁護士との間のすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきである。」

この勧告から、わが国の死刑制度についての法制度の上で、改善すべき点を抽出すると、次のとおりである。

2 死刑判決事件について必要的上訴制度の導入

刑事訴訟法における控訴、上告の制度について、死刑判決が下された事件については、被告人が望むかどうかに関わりなく、控訴審、上告審における審理が確実に実施されるよう、必要的上訴制度を導入すべきである。

3 再審請求中や恩赦の出願中の死刑執行停止を法制度化

また、現行法では、仮に再審請求中や恩赦の出願中であっても死刑執行が可能であるとされている。実務運用においては、再審請求中や恩赦の出願中に死刑が執行されることは稀であるが、過去にはそのような執行の例もあり、これらの請求による執行停止の効果を刑事訴訟法を改正して明記するべきである。

4 死刑確定者と再審請求担当弁護士との無立会面会

現状では死刑確定者が再審請求を現に依頼し、あるいは依頼しようとしている弁護士との間で面会しようとしても、秘密面会が例外的にしか実施されない。これに対して自由権規約委員会は、厳格な秘密性を確保すべきであるとした。この点については、刑事収容施設及び被

収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）の法施行後５年目の見直しの際に法を改正し、刑事弁護人と同様の秘密面会を保障することとすべきである。また、そもそも訴訟を担当する弁護士との無立会合は、現行法下においても原則的な態様として想定されていたものであり（平成１８年４月５日参議院法務委員会における杉浦正健法務大臣答弁ほか）、法改正に先立ち、直ちに実務における運用を全面的に改めるべきである。

第３ 第１８項のフォローアップについて

１ 懸念事項と勧告内容

次に、代用監獄制度と刑事捜査のあり方について改善を求めた第１８項は次のような内容である。

「委員会は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで、捜査と拘禁の警察機能が正式に分離されたにもかかわらず、代替収容制度（代用監獄）は、そのもとで被疑者が、捜査を容易にするために２３日間にも及ぶ期間、保釈の可能性なく、特に逮捕後の最初の７２時間においては弁護士へのアクセスも限定された状態で、警察の拘禁施設に拘禁されうるものであり、長期に及ぶ取調べと自白を得る目的での濫用的な取調べ方法の危険を増加させることについて、懸念を繰り返し表明する（７条、９条、１０条及び１４条）。

締約国は、代用監獄制度を廃止すべきであり、あるいは、規約第１４条に含まれるすべての保障に完全に適合させることを確保すべきである。締約国は、すべての被疑者が取調べ過程の最中を含み弁護士と秘密に交通できる権利、逮捕されたそのときから、かつ、犯罪嫌疑の性質に関わりなく法律扶助が受けられる権利、自分の事件と関連するすべての警察記録の開示を受ける権利及び医療措置を受ける権利を確保すべきである。締約国は、また、起訴前保釈制度も導入すべきである。」

この勧告から、わが国の代用監獄制度と刑事捜査についての法制度の上で、改善すべき点を摘出すると、次のとおりである。

２ 代用監獄制度の廃止について

(１) 代用監獄の廃止

次の各条文を削除する。

ア 刑事被収容者処遇法第14条第2項第2号

イ 同法第15条

ただし、最長で2020年まで、一定の警察留置場を代用監獄として利用することを認める。

(2) 経過措置としての代用監獄の利用の限定

代用監獄が廃止されるまでの間、次の経過措置をとるものとする。

代用刑事施設として被勾留者を収容できる警察留置場を一定の施設に限定する。

刑事被収容者処遇法第15条第1項第1号～第4号に定める者のほか、次の者も代用刑事施設の収容対象者から除く。

ア 勾留質問時に被疑事実の全部又は一部を否認し又は黙秘した者

イ 女性

ウ 少年

エ 法定刑に死刑若しくは無期懲役・禁錮刑を含む事件の被疑者

(3) 捜査と留置の分離について

刑事被収容者処遇法第16条第3項を改正し、留置担当者はいかなる犯罪の捜査にも従事してはならず、また、犯罪の捜査に従事する警察官は護送業務を含む一切の留置業務に従事してはならないものとする。

検察官及び捜査担当警察官は、被疑者が代用監獄に留置されている状態を捜査の便宜のために利用してはならない。

留置担当者は、第3の1に記載する基準を捜査担当者に遵守させる権限を持ち、その権限を厳正に行使する義務を負うものとする。

3 被疑者が取調べ過程の最中を含み弁護士と秘密に交通できる権利について

捜査機関が刑事訴訟法第39条第3項の規定を悪用して、被疑者が最も弁護人に援助を必要としている際に検察官等による接見等の指定がなされて弁護人との接見が拒否されたり、秘密交通権を侵害して弁護人からの援助が受けられない運用がなされているので、この第39条第3項を削除し、罰則をもって秘密接見交通権を侵害することを禁止することを求める。

4 任意同行・逮捕されたそのときから，かつ処分留保で釈放された後も，法定刑の多寡に関わらず，国選弁護を受けられる権利について 刑事訴訟法第 37 条の 2 を改正し，次の保障を受けられることとすべきである。

(1) 勾留決定のときからではなく，逮捕されたときはもちろん，任意同行され，取調べを受けている時点から国選弁護人の選任を受けられるようにするべきである。

拘禁されると同時に弁護人選任権と可能な場合には法律扶助による無料の弁護人の弁護を求める権利が保障されるべきことは，国連被拘禁者処遇最低基準規則第 9 3 条（これをさらに明確化したヨーロッパ被拘禁者処遇最低基準規則第 9 3 条）によって認められている。

足利事件においても，任意同行中に虚偽自白を強いられ，その後逮捕手続がとられている。本年 10 月 19 日付け朝日新聞報道によれば，一審公判中の 1992 年 3 月に，宇都宮地検が上級庁宛てに作成した捜査報告書の中で，宇都宮地検は菅家さんを逮捕・起訴する前の捜査経過について，DNA 型鑑定の結果が「確率としては 1 千人に 1.244 人」と低かったため，「ただちに被告人を検挙するには問題が残る」として，警察に「被告人を任意で調べて自供が得られた段階で逮捕するよう指示した」と書かれていたことが判明した。わが国における任意同行に引き続いて取調べが継続される状況は，実質的には拘禁状態と同視すべきであり，身体拘束期間の制限や国選弁護人の選任などにあたっては，任意同行され，取調べが行われている状態にあるときから，逮捕時と同様の権利保障を行うようにすべきである。身体拘束を受けた者が法律扶助を受ける権利を有することは，自由権規約委員会の前記の一般的意見だけでなく，個人通報事件に対する見解の中でも明らかにされている。¹

(2) 現行制度では，法定刑が死刑又は無期若しくは長期 3 年を越える懲役若しくは禁錮に当たる事件について，被疑者に対して勾留状が発せられている場合で，被疑者が貧困その他の事由により私

¹Borisenko v. Hungary (852/99)

選弁護人を選任することができないときは，裁判官に対し，国選弁護人の選任の請求をすることができる（刑事訴訟法第37条の2）とされている。このように，長期3年以上の法定刑の定めのある犯罪についてでなければ，国選弁護を受けられないこととされているが，身体を拘束されているときには，法定刑の軽重に関わりなく国選弁護人の選任を受けられるようにするべきである。

(3) 処分保留で釈放された後，捜査が続行されるときには国選弁護人の地位を喪失し，弁護活動を続けることができなくなるが，このような場合にも国選弁護人による弁護を引き続き受けられることを保障するべきである。

5 捜査機関の所持する証拠の開示について

被告人に有利なあらゆる証拠を開示する義務が検察官にあることは，刑事訴訟における当事者対等原則の帰結であって，自由権規約委員会がしばしば明らかにしてきたところである。

自由権規約委員会による規約の解釈基準を示す一般的意見32(90)（裁判所の前の平等と公正な裁判を受ける権利）（2007年7月）では，裁判所の前の平等と証拠開示について次のように述べられている。

「13 裁判所の前の平等という権利は，武器の対等をも確保するものである。これは，“区別”が法律に基づいており，また客観的かつ合理的な根拠によって正当化できない限り，すべての当事者に同一の手続上の権利が与えられなければならない。被告人に対し実際に不利な条件若しくはその他の不公正をもたらさないことを意味する。（注：Communication No. 1347/2005. *Dudko v. Australia*. para. 7.4.）」。また，「33 「十分な便益」には，文書その他の証拠へのアクセスが含まれていなければならない。アクセスには，検察側が法廷で被告人の罪を立証するために提示する予定のものや被告人の無罪につながるものなどのすべての資料が含まれていなければならない。被告人の無罪につながる資料は，無罪を立証する資料だけでなく，防御の助けになる他の証拠（たとえば自白に任意性がないことを示すもの）も含むものと理解されるべきである。」

同様の見解は，個人通報事件に対する見解の中でも示されている。

すなわち，O・F対ノルウェイ事件において，自由権規約委員会は，同条項にいう「便益」(facilities)とは，被告人の防御の準備のために必要な，文書や記録に被告人やその弁護人がアクセスできる権利を意味するとの見解を示している。²

このような国際人権基準を法律化するには，刑事訴訟法第40条を以下のように改正することが必要となろう。

「弁護人は，公訴の提起後は，当該訴訟に関し捜査機関又は裁判所が保管する書類及び証拠物を閲覧し，且つ謄写することができる。ただし，裁判所において証拠物を謄写するについては・・・（以下同じ）」

6 留置施設における医療について

刑事被収容者処遇法第201条を改正し，第2項として以下を加える。

「被留置者が医師による診療を希望した場合には，すみやかに留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い，必要な医療上の措置を講ずること。」

7 起訴前の保釈等について

(1) 刑事訴法第207条第1項但し書を削除し，保釈制度を被疑者にも適用することとすべきである。勾留決定がなされた後に保釈が認められるべきことは，総括所見が明確に求めているところであり，欧米諸国における実務においても保障されていることである。

(2) 2009年7月16日に公表された当連合会「出頭等確保措置導入についての提言」記載の出頭等確保措置を導入するべきである。

現在の刑事訴訟法は，被疑者及び被告人の身体拘束について，拘置所（刑事施設）あるいは代用監獄（留置施設）において身体拘束を行う勾留か，若しくは行動の自由に一切の制限を設けないいわゆる「在宅」という制度しか設けていない。その結果，裁判官は，少しでも逃亡に対する不安や罪証隠滅に対する不安を抱けば，勾留決

定をしているのが現状であり，無罪推定原則及び身体不拘束の原則の観点から問題がある。

「社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則」（東京ルール。1990年国連総会で採択）は，次のように定めている。

「5.1 適切かつ法制度に合致している場合には，警察官，検察官又は刑事事件を扱うその他の機関は，社会の保護，犯罪の防止，又は法及び被害者の権利の尊重の促進のために，その事件の続行を続行する必要がないと考えるときは，犯罪者を放免（discharge）する権限を与えられなければならない。放免又は事件の続行を決定するために，一連の確立された判断基準が，各々の法制度内に開発されるものとする。軽微な事件の場合には，適切であるときは，検察官は相応の社会内処遇措置を課すことができる。

6.1 公判前拘禁は，申し立てられた犯罪の捜査並びに被害者及び社会の保護に十分に配慮して，刑事手続における最後の手段として，用いられるものとする。

6.2 公判前拘禁の代替処分は，可能な限り早期の段階で用いられるものとする。公判前拘禁は，本規則5.1に述べられている目的を達成するのに必要な期間以上に継続してはならず，人道的に，かつ，人間としての固有の尊厳を尊重して実施されるものとする。」

この提言は，この勾留制度と「在宅」との間の中間的な形態，すなわち一定の行動の自由に対する制限を設けた上で，拘置所あるいは代用監獄において身体拘束をせず，自宅における生活を認める措置を公判前拘禁の代替処分として提案し，これを「出頭等確保措置」と名付け，新たに導入することを提言したものである。

第4 第19項についてのフォローアップについて

1 懸念事項と勧告内容

次に，取調べについて改善を求めた第19項は次のような内容である。

「委員会は，警察内部の規則に含まれる，被疑者の取調べ時間についての不十分な制限，取調べに弁護人が立ち会うことが，真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を減殺するとの前提のもと，弁護人の立会いが取調べから排除されていること，取調べ中の電子的監視方法が散発的，かつ，選択的に用いられ，被疑者によ

る自白の記録にしばしば限定されていることを，懸念を持って留意する。

委員会は，また，主として自白に基づく非常に高い有罪率についても，懸念を繰り返し表明する。この懸念は，こうした有罪の宣告に死刑判決も含まれることに関して，さらに深刻なものとなる。

締約国は，虚偽自白を防止し，規約第14条のもとの被疑者の権利を確保するとの観点から，被疑者の取調べの時間に対する厳格な時間制限や，これに従わない場合の制裁措置を規定する法律を採択し，取調べの全過程における録画機器の組織的な利用を確保し，取調べ中に弁護人が立ち会う権利を全被疑者に保障しなければならない。締約国は，また，刑事捜査における警察の役割は，真実を確定することではなく，裁判のために証拠を収集することであることを認識し，被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し，裁判所に対して，警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励するべきである。」

この勧告から，わが国の刑事捜査における取調べに関する法制度の上で，改善すべき点を抽出すると，次のとおりである。

2 取調べ時間の法的な規制

刑事訴訟法第198条の3として，以下の内容の条文を新設する。

- (1) 1日に取調べのできる時間の上限を5時間（午前2時間，午後3時間）とする。取調べ時間を午前10時から午後5時までとする（食事時間，休憩時間をとる）。ただし，やむを得ない場合は裁判所の許可を得て，必要かつ相当な範囲で取調べができる。逮捕当日は，夜間でも3時間は取調べできることとする。
- (2) 逮捕又は勾留された被疑者・被告人の取調べは，食事，就寝その他，予め施設において定められた動作時限に従わなくてはならない。夜間の時間帯は取調べを禁止する。

3 取調べの録画と弁護人立会い

刑事訴訟法第198条の2として，以下の内容の条文を新設する。

- (1) 被疑者又は被告人の取調べにあたっては，予め，弁護人に対して取調べに立ち会う機会を与える。
- (2) 被疑者・被告人又は弁護人が，取調べへの立会いを求めた場合に

は、立会いなくして取調べを行うことはできない。

(3) 被疑者又は被告人の取調べの状況は、取調べの開始の時点から終了までのすべての過程について電子的に録画する。

4 違法な取調べによる自白の証拠排除

(1) 拷問，非人道的な取扱いによる自白の証拠排除

刑事訴訟法第319条第1項を以下のように改正する。

「次に掲げる自白は、これを証拠とすることができない。

- 一 強制，拷問又は脅迫による自白，・・・その他任意にされたものでない疑いのある自白
- 二 残虐な，非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いによりなされた自白」

(2) 違法な取調べによる供述の証拠排除

刑事訴訟法第322条に第2項として以下の内容を新設する。

「前項の規定に関わらず，第198条の2及び第198条の3に違反した取調べによりなされた供述は，証拠とすることができない。」

第5 第21項についてのフォローアップについて

1 懸念事項と勧告内容

次に、刑事拘禁施設における独居拘禁について改善を求めた第21項は次のような内容である。

「委員会は、死刑確定者が、精神的及び情緒的な安定性を確保するという名目により、昼夜にわたり単独室に拘禁されていること、また、無期刑受刑者の中にも長期間にわたり単独室拘禁に付されている者がいることに懸念を有する。委員会はまた、被収容者が事前に医師の診察なく保護室に拘禁されることができ、その期間は当初72時間であり無制限に更新可能であるという報告、また、一定の範疇の受刑者は、分離された「収容区画」に収容され、その措置に対して不服申立てをする機会が与えられていないという報告に懸念を有する（7条及び10条）。

締約国は、死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどめることを確保し、保護室への収容には期間の上限を設けると共に事前に身体及び精神面の診察を行い、また、明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の

受刑者を「収容区画」に隔離する実務を廃止するべきである。」

この勧告から、わが国の独居拘禁制度に関する法制度の上で、改善すべき点を抽出すると、次のとおりである。

2 死刑確定者の単独拘禁の原則を緩和

自由権規約委員会は死刑確定者をすべて単独室に収容することが刑事被収容者処遇法上原則とされている点については、これを緩和するよう求めた。処遇の原則に照らして有益と認められる場合には、相互の接触が可能とされているが（刑事被収容者処遇法第36条第3項）、そのような処遇に関する報告例はない。独居拘禁の原則が死刑確定者の心身に与える影響は深刻であり、居室外での相互接触を実質的に保障するよう、同第36条を改正することが必要である。

3 単独室拘禁が例外的な措置であることを確保

旧監獄法の下では、受刑者が他の受刑者から隔離されて、終日、単独室の中で過ごし、運動も入浴も一人で実施する隔離処遇が広く行われ、受刑者の心身に深刻な悪影響を及ぼしていた。刑事被収容者処遇法の下では、隔離の期間については原則3ヶ月、「特に継続の必要がある場合には」1ヶ月ごとに更新できることとされている（刑事被収容者処遇法第76条第2項）。

自由権規約委員会は、このような単独室拘禁は限定的で例外的措置にとどめることを求めている。この勧告を確実に実現するためには、まず隔離収容についての期間の最長期限の限定を行うべきである。この点は、新法制定時の、当連合会の強い要望であった。行刑改革会議提言も、最長期限は決めていないが、隔離を「必要最小限の期間にとどめる」としていた（17頁）。数十年にも及ぶような長期の独居拘禁を避けるためには、更新を繰り返した際の最長の期間も6ヶ月（更新3回まで）と定め、この期間が経過したときは、少なくともいったんは集団処遇を試みるべきである。

4 保護室収容について

刑事施設には、保護室という騒音を発したり暴れたりする人を一時的に収容する家具のない特別の居室が存在する。

自由権規約委員会は、このような保護室への収容には期間の上限を

設け、事前に身体及び精神面の診察を行うことを求めている。この点は当連合会が立法の段階で意見を述べていたように、刑事被収容者処遇法を次のように修正することを求める。

刑事被収容者処遇法第79条によれば、保護室収容の期間については5日から72時間へ、更新3日ごとを48時間ごとに、とそれぞれ限定された。しかし、更新の回数に制限はなく（同条第3項）、非常に長期に及ぶことがあり得る規定となっている。必要性がなくなったときの中止義務は規定されているが、（同条第4項）、保護室収容については、深刻な人権侵害が相次いでおり、不必要な保護室収容によって、多くの死者が発生してきたことを深刻に反省するならば、保護室の収容については、原則を48時間、更新は24時間ごととし、最長期は7日間を限度とするなどの措置を明確に規定すべきである。

医師の意見聴取の規定（同条第5項）は、「当該受刑者を事前に診断し、その意見を聴かなければならない」と改正すべきである。

5 一定の受刑者を「収容区画」に隔離する実務について

委員会は明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を「収容区画」に隔離する実務を廃止するべきであることも勧告した。

刑事被収容者処遇法のもとでの隔離収容制度（同法第76条）は法定要件や手続が厳格なため、この隔離収容の対象とされる者の数は激減した。このことは、前進ではあるが、刑事被収容者処遇法の下では警備度による制限区分4種や懲罰手続の調査取調べのためなどを理由として、「隔離収容」でない昼夜独居拘禁という処遇が様々な名目で行われている（調査のための隔離についても同法第154条第4項によらない実質的な昼夜独居拘禁が行われている）。

このような者に対しては、1ヶ月に1度程度、運動や入浴の際に集団処遇が認められているようであるが、このような処遇の対象とされたものは、期間の制限と更新の手続もなく、訓令に基づく視察や相談助言の対象ともされていない。法的な不服申立ても隔離の措置はしていないということで却下されている。一定期間ごとの医師の診察も実施されない。法の定めた保障の範囲外に、従来の昼夜独居と同様の処遇を、下位法令段階で脱法的に作り出しているといわざるを得ない。このような実務的な扱いは直ちに停止し、隔離の要件を満たさないも

のは原則通り集団処遇に戻すべきである。